

滋賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等支援補助金（以下「補助金」という。）は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を前提として、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善または人件費の改善に必要な費用を予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月19日障発0219 第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「実施要綱（者）」という。）および「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月26日こ支障第38号子ども家庭庁支援局長通知、以下「実施要綱（児）」という。）ならびに滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、別表に掲げるサービス類型の事業所であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣに限る。）を算定しており、かつ第5条第1項の要件を満たすとともに、以下の各号に定められた要件のいずれかを満たす事業所（以下「補助対象事業所」という。）を運営する法人等（以下「補助対象事業者」という。）とする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月または3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制の届出をし、かつ計画書の提出をしていれば、本事業の対象とする。

また、第6条の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所は、本事業の対象外とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第29条第1項および第51条の14第1項に基づき滋賀県および大津市（以下「滋賀県等」という。）から指定を受けた事業所、または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項および第24条の2第1項に基づき滋賀県等から指定を受けた事業所。

なお、地域相談支援、計画相談支援および障害児相談支援については、補助対象外とする。

(2) 滋賀県内自治体から障害児施設措置費の支給を受ける児童が入所する県外所在の障害児入所施設等。

- (3) 滋賀県に所在する総合支援法第 30 条第 1 項に基づく基準該当事業所もしくは基準該当施設、または児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 2 号に基づく基準該当通所支援を行う事業所。

(事業内容)

第 3 条 補助対象事業者に対し、以下の各号に定める対象経費を補助する。なお、本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員とする。事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。また、障害児入所施設措置費により計算される補助金については、(2) 人件費に充当することとする。

(1) 職場環境改善経費

補助対象事業者は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。ただし、消費税額および地方消費税額は含めないこととする。

当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費および職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。

なお、障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできないものとする。

(2) 人件費

補助対象事業者は、補助金に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている事業所については、その他の職員を含む。以下、同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）の改善に充てることができる。

なお、補助対象事業者は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

また、補助対象事業者は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。併せて職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答することとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の交付額は、審査支払機関により受理された、一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。）にサービス類型別交付率（別表に掲げるサービス区分欄ごとの交付率）を乗じて得た額とする

2 前項の交付額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額の基準月は、第 2 条によるものとする。

(補助の要件)

第 5 条 補助対象事業者は、職場環境改善等に向けて、次の各号のいずれかの取組の実施を計画または既に実施していなければならない。

- (1) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げまたは外部の研修会の活動等）
 - (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（間接業務に従事する者等の活用等）の取組
- 2 補助対象事業者は、本事業による人件費の改善について、障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算による賃金改善額に含めてはならない。
- 3 補助対象事業者は、補助金の交付額を法人内の他の事業所（補助金の対象である事業所に限る。）における職場環境改善経費または人件費の改善に充てることができるものとする。

（計画書）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱（者）8（1）または実施要綱（児）8（1）の規定に基づき作成した別紙様式2－3および別紙様式2－4（以下「計画書」という。）を、令和7年4月30日までに知事に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 前条の計画書を規則第3条に定める交付申請書とみなす。

- 2 障害児入所施設措置費により計算される補助金の交付申請は、別添様式により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条に基づく交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象事業所を滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に通知する。

- 2 国保連は、前項の報告に基づき補助対象事業所の補助金額を算出し、別に定める日までに当該補助金額を知事に報告する。
- 3 知事は、前項の報告を受けたときは、当該補助金額を交付申請額とみなし、速やかに交付決定のうえ、補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 前項の通知については、別に定める日に国保連が支払額通知書を補助対象事業所に送付することにより、これに代えることができるものとする。ただし、障害児入所措置費により計算される補助金の交付決定通知は、別途、知事より行う。

（交付の条件）

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合（事業に要する経費の減額の場合を除く。）においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助対象事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する交付申請の取下げ期日は、令和7年5月末日までとし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更届)

第11条 補助対象事業者は、第7条の申請後に次のいずれかに該当する変更があった場合は、変更に係る届出書(別紙様式4)に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、第6条の計画書の作成単位が変更となる場合

(2) 複数の事業所について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る事業所に変更(廃止等)があった場合

(変更交付申請)

第12条 補助対象事業者は、交付決定後の事情の変更により、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、当該変更後の計画書と合わせて、令和7年8月末日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付の決定等)

第13条 第8条の規定は、前条に規定する変更交付申請があった場合について準用する。

(補助金の交付)

第14条 知事は、第8条第2項または第13条による国保連からの報告があったときは、補助対象事業者からの補助金の請求があったものとみなす。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部または一部について概算払をするものとする。

3 補助金の受領に際し、補助対象事業者が国保連から滋賀県に情報提供された口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。

4 補助金の受領に際し、債権譲渡がある場合に補助対象事業者が別途滋賀県に届け出た口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、事業を完了させたうえで、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱(者)8(2)または実施要綱(児)8(2)の規定に基づき作成した別紙様式3-1および3-2(以下「実績報告書」という。)を、令和7年11月

末日までに知事に提出するとともに、2年間保存しなければならない。

- 2 人件費の改善の所要額および職場環境改善の所要額の合計の金額は、補助金の総額以上としなければならない。
- 3 第1項の実績報告書を規則第12条に定める実績報告とみなす。
- 4 障害児入所施設措置費により計算される補助金の実績報告は、第1項の実績報告書に加え、別添様式2により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

- 第16条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に対し通知するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(決定の取消し等)

- 第17条 知事は、補助対象事業者において、実施要綱(者)9(1)または実施要綱(児)9(1)に定める場合のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとし、既に補助金の交付をした場合において、補助金の一部または全部を返還させることができる。
- (1) 補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合
 - (2) 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合
 - (3) 申請の取下げがあった場合
 - (4) 重大な法令違反または公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないとい認められた場合
 - (5) 報酬の請求誤りにより、補助金を過大に受領した場合

(届出内容を証明する資料の保管および提示)

- 第18条 補助対象事業者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料および以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
- イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。)
 - ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

(その他)

- 第19条 本事業の実施にあたり、本要綱、実施要綱(者)および実施要綱(児)に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年12月17日から適用する。

別表

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。